

第15回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和4年11月24日(木)午後1時から南越前町文化会館2階研修室において、第15回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地改良届について

議案第3号 現況証明申請について

議案第4号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画および農用地利用配分計画(案)の決定について

<その他>

北陸新幹線トンネル工事による湧水を清水川に流すことの質問に対する回答
活動記録簿や農地パトロールの報告についての依頼
全国農業新聞購読依頼

出席委員 6名		欠席委員 3名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	川崎 藤次	1	
2	西川 勝一	2	
3	桂 慶一郎	3	
4	岩寄 和実	4	
5		5	植村 功吉
6	朝倉 勇二	6	
7		7	石山 清孝
8		8	田嶋 秀夫
9	小不動 勝史	9	
10	惣次 健一	10	
事務局長	市村 誠		
書記	用田 さおり		

議事録署名委員

6番 朝倉 勇二

9番 小不動 勝史

【開会】 午後1時00分	
事務局長	皆さまお揃いですので、ただ今から第15回南越前町農業委員会総会を開催いたします。それでは、惣次会長よりご挨拶をお願いいたします。
【会長あいさつ】	
惣次会長 ※以下議長	挨拶
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、植村委員さん、石山委員さん、田嶋委員さんから欠席のご連絡をいただいておりますが、農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、6番 植村委員さんと9番 小不動委員さんをお願いしたいと思います。次回の総会開催日に議事録への署名・押印をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は惣次会長をお願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について】	
議長	<p>はい、わかりました。</p> <p>これより議事に入ります。本日の議題につきましては、お手元の会議資料のとおりです。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。事務局より議案の説明を番号1～4を一括してお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、本日はよろしく願いいたします。</p> <p>議案第1号について一括してご説明いたします。</p> <p>資料1ページをご覧ください。今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請は4件です。</p> <p>まず番号1でございますが、申請人は●●で、譲渡人は南越前町牧谷にお住いの●●さんです。申請地は牧谷●●の田、面積は1,454㎡です。</p> <p>こちらの場所は、転用にあたり、取水は農業用水、排水処理は、農業用排水に放流し、東側の隣接農地から5m、西側の隣接農地から30m離れて建築し、粉じん等による被害が出る予定もありません。この申請に際し、所有者、地元区長や農家組合長の同意を得ています。</p> <p>位置につきましては、2ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。3ページは現地確認の様子です。では、許可する上での判断について説明いたします。4ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、農振農用地で原則許可ができないところになっておりますが、農機具格納庫の建設ということで、町の農業振興に寄与する施設整備であると認められるため、町の農業振興地域整備計画の中で軽微な用途変更をして公告、県へ報告して転用が可能となっております。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>次に番号2ですが、申請人は●●で、譲渡人は南越前町上野にお住いの●●さんです。申請地は上野●●の田、面積は165.61㎡です。</p> <p>既存の上野集落センターを建替えと駐車場の整備にあたり、9月の農業委員会でも1筆申請していましたが、隣接しているこの農地も取得するため、申請にいたしました。この場所は、農振農用地のため、町の農業振興地域整備計画から除外の手続きをしており、こちらの申請は、11月</p>
事務局	

	<p>となりました。</p> <p>転用にあたり、取水は上水道、汚水は公共下水道より処理するため付近排水路に処理水を流すことはありません。西側の隣接農地および排水路とは、L型擁壁を整備することにより土砂等の流入防止を図っています。この申請に際し、地元区長や農家組合長の同意を得ています。</p> <p>位置につきましては、5ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。6ページは現地確認の様子です。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。4ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、農振農用地で第2種農地と判断されます。第2種農地につきましては、原則許可ができないことになっておりますが、公益性の高い事業の用に供する場合は、転用が可能となっておりますので今回の申請は転用が可能です。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>次に番号3でございますが、こちらも北陸新幹線工事関係のもので、令和2年12月に許可された一時転用用地の期間延長申請です。</p> <p>申請者は、●●で、北陸新幹線大桐工区のトンネル掘削土の仮置き場として、大桐●●ほか6筆の田 面積合計 11,820 m²を一時的に借り受けるものです。貸付人は、越前市にお住いの●●さんほか2名です。</p> <p>位置につきましては、7ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。8ページは現地確認の様子です。</p> <p>この申請に際し、地元区長や農家組合長からの承諾も得られています。一時転用期間は2年延長する令和6年12月27日までで、残土の運搬終了後は、当該農地を嵩上げして農地として復旧して地権者にお返しすることになっております。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。4ページをご覧ください。</p> <p>こちらも農用地区域内の農地でございますが、一時転用ということで不許可の例外に該当すると考えられます。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>次に番号4でございますが、申請人は南越前町八乙女にお住いの●●さんで、譲渡人は同じく八乙女にお住いの●●さんです。申請地は八乙女●●の田で、面積は308 m²です。所有権移転して住宅を建築するための転用申請でございます。</p> <p>転用にあたり、隣接農地への土砂流出防止策として、土留めを設置するとともに、北側農地から1.0m、東側農地から6.4m離れて建築して被害を防除します。取水と排水は、上下水道を利用し、雨水は自然流化により道路側溝に放流します。またこの申請に際し、隣接農地所有者等の同意を得ています。</p> <p>位置につきましては、9ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。10ページは現地確認の様子です。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。4ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、市街化の傾向が著しい区域にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地につきましては、原則許可できます。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありました案件でございますが、現地確認の報告を川崎委員さんお願いします。</p>

川崎委員 (着座にて)	<p>はい、報告します。</p> <p>11月16日に惣次会長と事務局のお二人と私と4名で現地確認を行いました。</p> <p>4か所ありまして、まず番号1の農機具格納庫の建設ですが、農業に必要な機械を入れるためのもので、この場所に建設することで、申請者の農作業の利便性や生産性が向上されることから必要と判断しました。</p> <p>次に番号2は、前回は申請のあった上野の集落センター建替えと駐車場整備のための隣接している農地で、公用性の高い施設ということで問題ないと判断いたします。</p> <p>番号3は、新幹線がらみで、令和4年12月に原形復旧予定でしたが、8月の豪雨災害で、工事が間に合わず、工期を延長するための申請で、やむを得ないと判断します。</p> <p>最後に番号4は、同じ八乙女同士の所有者から土地を購入し、住宅を建設するためですので、こちらも必要だと判断いたしました。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および川崎委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。</p>
【議案第2号 農地改良届について】	
議長	<p>次に、議案第2号「農地改良届について」を議題といたします。事務局の説明をこちらも一括して願います。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>今回、農地改良届について3件一括してご説明します。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>番号1についてですが、申請人は、南越前町●●さんで、申請地は、古木●●他10筆の田、合計面積は、13,426㎡です。</p> <p>位置につきましては、12ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。13ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>申請理由は、現在の道路の高さまで嵩上げして、農作業の効率を図りたいということで、改良後は、水稻、大麦、ソバを作付けしたいというものです。</p> <p>次に番号2ですが、申請人は南越前町●●さんで、申請地は、荒井●●他25筆の田、合計面積は、42,258㎡です。</p> <p>位置につきましては、14ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。15ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>申請理由は、こちらも道路の高さまで嵩上げして、農作業の効率を図りたいということで、改良後は、水稻、大麦、ソバを作付けしたいというものです。</p> <p>次に番号3ですが、申請人は南越前町湯尾の●●さんで、申請地は、湯尾●●の田、面積は、268㎡です。</p> <p>位置につきましては、16ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。17ページの写真は現地確認の様子です。</p>

	<p>申請理由は、こちらも道路の高さまで嵩上げて、農作業の効率を図りたいということで、改良後は、畑をしたいというものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を川崎委員さんお願いします。</p>
川崎委員 (着座にて)	<p>はい。では、報告いたします。</p> <p>先程と同様、11月16日に4名で現地確認を行いました。</p> <p>番号1.2.3についてですが、3カ所現地確認を行いました。どの申請についても土砂を搬入して道路の高さまで嵩上げし、田や畑として農地を有効利用するためのものであることから問題はないと判断いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および川崎委員さんからの説明について、発言のある方は挙手でお願いします。</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>ただいまの議案第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で議案第2号を終わります。</p>
<p>【議案第3号 現況証明申請について】</p>	
議長	<p>次に、議案第3号「現況証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>資料18ページをご覧ください。今回5件提出されています一括して説明させていただきます。</p> <p>まず、1番でございますが、申請人は南越前町●●にお住いの●●さんで、申請地は中小屋●●、面積1,011㎡で、登記地目は畑、現況は非農地でございます。</p> <p>位置につきましては、19ページをご覧ください。赤く塗りつぶしてある箇所が申請地です。20ページの写真は現地確認の様子です。今後も耕作する予定はなく、現況に見合った地目に変更したいということで非農地である証明を申請されたというものです。</p> <p>次に2番でございますが、</p> <p>申請人は敦賀市●●の●●さんと●●さんで、申請地は、柚木俣●●、柚木俣●●、登記地目は田、畑、現況は非農地、面積は98㎡、798㎡でございます。</p> <p>位置につきましては、21ページ赤く塗っている箇所をご覧ください。22ページが現場確認の様子でどちらも山林化の状態であります。今回地目変更のため、非農地である証明を申請されたというものです。</p> <p>では番号3でございますが、申請人は坂井市●●にお住いの●●さんで、申請地は瀬戸●●、面積77㎡で、登記地目は畑、現況は非農地でございます。</p> <p>位置につきましては、23ページをご覧ください。赤く塗りつぶしてある箇所が申請地です。24</p>

	<p>ページの写真は現地確認の様子です。今後も耕作する予定はなく、申請人の住所から遠く管理することが難しくなり、今後譲渡することも考え現況に見合った地目に変更したいということで非農地である証明を申請されたというものです。</p> <p>次に番号4でございますが、申請人は南越前町●●にお住いの●●さんで、申請地は今庄●●、面積740㎡で、いずれも登記地目は畑、現況は非農地でございます。</p> <p>位置につきましては、25ページをご覧ください。赤く塗りつぶしてある箇所が申請地です。26ページの写真は現地確認の様子です。現況も草が生い茂り今後も耕作する予定はなく、隣接している方が購入したいという意向があることから現況に見合った地目に変更したいということで非農地である証明を申請されたというものです。</p> <p>最後でございますが番号5は、申請人は鯖江市●●にお住いの●●さんで、申請地は赤萩●●、赤萩●●、面積122㎡、15㎡で、いずれも登記地目は畑、現況は墓地、公衆用道路でございます。</p> <p>位置につきましては、27ページをご覧ください。赤く塗りつぶしてある箇所が申請地です。28ページの写真は現地確認の様子です。現況は墓地と道路で登記がされていなかったため農地として残っていましたが、現況に見合った地目に変更し、赤萩区に寄付したいという意向があることから非農地である証明を申請されたというものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を川崎委員さんお願いします。</p>
川崎委員	<p>はい、報告させていただきます。</p> <p>先程と同様に現地確認を行ってまいりました。現地証明申請ですが5カ所あります。</p> <p>1番の申請地は、現況山林も含まれているような箇所、駐車場が隣接しており、今後も耕作予定はないことから現況に合った地目に変更するというので、問題ないと判断いたします。</p> <p>番号2については、柚木俣で、畑のような跡はありましたが、現況山林で、日当たりも悪く耕作には不向きと考えられますので、現況に合った地目に変更するというので、問題ないと判断いたします。</p> <p>それから番号3は、隣接している住宅は空き家となっており、面積も狭く、今後も農地として使用しないことから現況に合った地目に変更するというので、問題ないと判断いたします。</p> <p>番号4は、現況が雑木林で、農地へ戻すことは困難と判断されることから現況に合った地目に変更するというので、問題ないと判断いたします。</p> <p>最後に番号5ですが、河野赤萩で、こちらについても現場を確認しますと、戦没者の慰霊碑や墓地や公衆用道路となっておりましたので、現況に合った地目に変更するというので、問題ないと判断いたします。</p> <p>以上ですよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p>
委員	<p>番号5は、いいと思いますが、近ごろ個人の敷地内に墓地があった場合、農地なのかどうなるのか墓地として認めるのかどうなるのでしょうか。</p>

委員	昔は何も申請しなかった。番号5の場所は、戦争で亡くなった人の墓地を建てるため、所有者が土地を譲ってくれたもの。昔は農地申請も厳しくなかったため、持ち主が土地を提供してくれた善意でしてくれたものだろう。そういうことが多くあった。
議長	そうです。善意で土地を提供してくれて、今赤萩区が管理している墓地や町道となっている。
委員	農地申請をしてもらうのは、善意で土地を提供してくれて方に難しいのではないのだろうか。
委員	そのような事が多くあった。
議長	はい。それではほかにご覧いませんか？ないようですので、 議案第3号に対し、原案のとおり決定することとしてもよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議がないと認めます。本案件は原案どおり可決いたします。
【議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(案)の決定について】	
議長	それでは次に、議案第4号 「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。 今回、南越前町長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に係る意見決定を求められています。 29.30.31ページをご覧ください。利用権設定日は、令和5年1月1日です。農地中間管理機構と利用権設定される農地は、71,774㎡、貸し手は11名で借り手は22名、筆数は全部で41筆でございます。32ページは、契約に関する地区ごと面積等を表にしたものでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。公告予定日は、令和4年11月30日です。 また、福井県農地中間管理機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地は、利用権設定される農地と一致し、71,774㎡、貸し手は11名で借り手は22名、筆数は全部で41筆でございます。農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項第3項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。 事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。 (質問なし) 無ようでございますので、お諮りします。 議案第4号に対し、原案のとおり決定することとしてもよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議がないと認めます。本案件は原案どおり可決いたします。
【その他】	

事務局	<p>はい。本日は、ありがとうございました。事務局から3点ございます。</p> <p>まず1点目ですが、前回西川委員より北陸新幹線トンネル工事による湧水を冬季は消雪用水に活用すると聞いている。常時は清水川に放流しているが大雨時に洪水になるようなことはないか?とご質問をいただき、鉄道運輸機構へ確認しましたのでご報告します。</p> <p>新幹線交差部分の清水川の断面に対し、流入するすべての水量として最大 $0.4 \text{ m}^3/\text{s}$ で計算しており、その結果として河川の水位が最大 9mm上昇するが清水川への影響は特にないとしています。なお、この最大流量は、既存の周辺の土地からU字溝に流れている水やコンクリート法枠部の水も単純に増加するとして含んでおり、トンネル湧水で増加する流量は、$0.237 \text{ m}^3/\text{s}$ となっており、さらに少ない値となっております。と回答ありました。</p> <p>2点目ですが、活動記録簿や農地パトロールのご報告 11月までが農地パトロール月間でしたので遊休地がありましたら報告をお願いいたします。まだ未提出の方は、早急に提出してください。</p> <p>3点目です。全国農業新聞の購読をお願いしたいと県農業会議より依頼がありました。購読希望の方月700円係るのですが、事務局へご連絡ください。このようなパンフレットもありますので、興味のある方はぜひお願いします。</p> <p>以上です。</p>
【次回農業委員会開催日について】	
事務局長	<p>次回農業委員会の日程でございますが、1月を予定しており、事務局案といたしましては1月26日(木)午後1時30分から ということよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(意見なし)</p> <p>それでは、次回は1月26日(木)午後1時30分から、役場別館第6会議室で開催させていただきたいと思っております。次回の開催通知については、改めて通知をさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、第15回南越前町農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>閉会にあたりまして、川崎会長職務代理者よりご挨拶をお願いします。</p>
川崎会長職務代理者	<p>はい。</p> <p>だんだん寒くなってきておりますので、皆さま体に気をつけてお過ごしください。</p> <p>次回も全員が元気に顔を出していただきたいと思っております。</p> <p>本日の総会、お疲れ様でございました。</p> <p>このあと引き続き講演会がありますので、一旦休憩し、2時までに隣の会議室へ移動してください。</p> <p>今年最後の農業委員会総会ですので、よい年をお迎えください。</p>
【閉会】	